



# あなたの戸籍で、不当な利益を得ている人がいます 自分で、家族で、個人情報を守る 登録型本人通知制度の活用を!!

## 登録型本人通知制度

代理人や第三者が各種証明書などを取得した場合、交付したことを市から本人に通知する制度です。これにより、不正請求などの早期発見につながります。証明書等を不正に取り扱うことは、個人の権利を侵害する犯罪行為です。

本制度に登録して、個人情報の漏えいを防ぎましょう。



## 登録方法

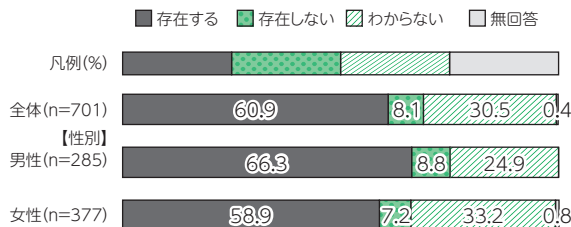
申請できる方	市に住民登録や本籍がある人 ※国外に転出されている人は除く
申請場所	市民課(本庁舎)、総合支所(寒川庁舎)
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録申請書(申請場所にあるほか、市ホームページから取得できます)</li> <li>本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)</li> <li>代理人による申請の場合は、委任状と代理人本人の本人確認書類</li> </ul> ※郵送による申請もできます。

【問】登録・手続きに関すること 市民課 ☎(087)894-9218 制度に関すること 人権推進課 ☎(087)894-9088



## 8月は同和問題啓発強調月間です

あなたは、今も社会の中に部落差別(同和問題)が存在すると思いますか。



昨年9月に実施した調査結果から、部落差別(同和問題)が今も「存在する」と思っている市民は約60%、「存在しない」と思っている市民は約8%ということがわかりました。

存在する理由として、「昔からある偏見や差別を受け入れてしまう人がいる」、「部落差別(同和問題)に関する正しい知識を持っていない人がいる」、「地域社会や家庭において偏見が植え付けられることがある」との回答が上位を占め、差別が残っている理由を正しく理解していることがわかりました。

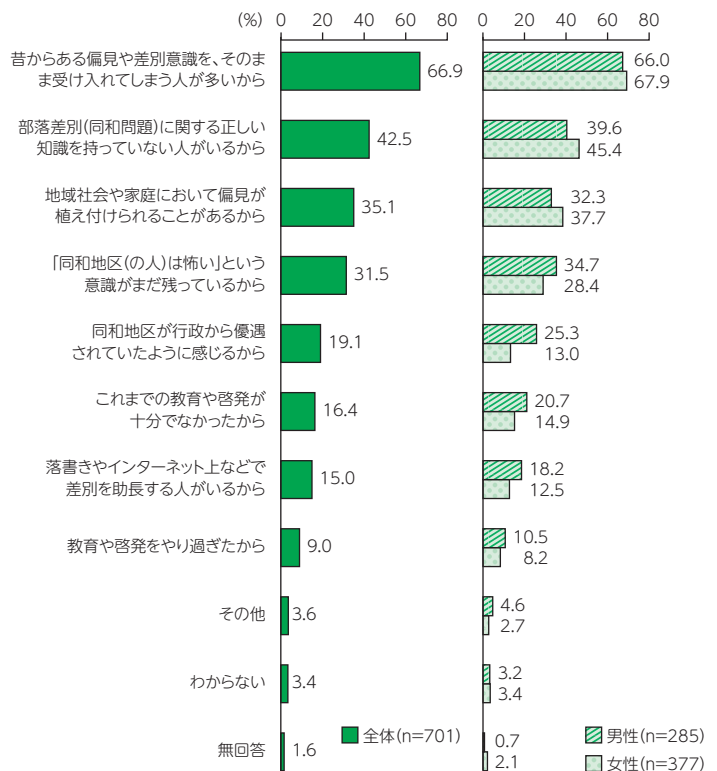
市では人権啓発のイベントや「人権出前講座」、「市民講座」を行っています。

ホームページには人権に関する様々な情報を掲載しています。一度、のぞいてみてください。

さぬき市 人権啓発・人権教育



今も部落差別(同和問題)が存在するのは、なぜだと思いませんか。(思うもの全てを選択)



(人権・同和問題意識調査の結果から(令和5年9月実施) 調査対象20歳以上の市民(外国籍を含む)2,000人 回収結果807人(回答率40.4%)

【問】人権推進課 ☎(087)894-9088